

うるまこどもステーション よくある質問

○うるまこどもステーション全体に関すること	1
Q1.うるまこどもステーションの設立経緯について	1
Q2.費用負担について	1
Q3.うるまこどもステーションの位置付けについて	2
Q4.現状課題について	2
Q5.今後の展望について	2
○親子通園ばかばかに関すること	3
Q1.親子通園施設とは、親子教室とは	3
Q2.親子通園のシステム、利用開始～終了までの流れについて	3
Q3.職員体制について	3
Q4.発達支援センターや発達クリニックとの連携について	4
Q5.親子通園の位置付けについて	4
Q6.親子通園事業のみ市直営となっている理由は？	4
Q7.同施設以外でも親子通園事業を実施しているのか	5
○こども発達支援センターあすいろに関すること	6
Q1.こども発達支援センターあすいろの機能について	6
Q2.職員体制について	6
Q3.親子通園や発達クリニックとの連携について	6
Q4.指定管理料や内容について	7
Q5.市内にある民間の障害福祉サービス事業所との役割分担、連携について取り決めについて	7
Q6.児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備への取り組み構想について	7
Q7.現在の課題について	8
○発達クリニック Can に関すること	9
Q1.職員体制、提供できる発達検査・訓練等について	9
Q2.発達支援センターや親子通園との連携について	9
○きゃん児童館に関すること	10
Q1.きゃん児童館について	10
Q2.開館時間について	10
Q3.発達障がいのお子さまの利用について	10
Q4.通常の児童館利用以外の事業展開について	10

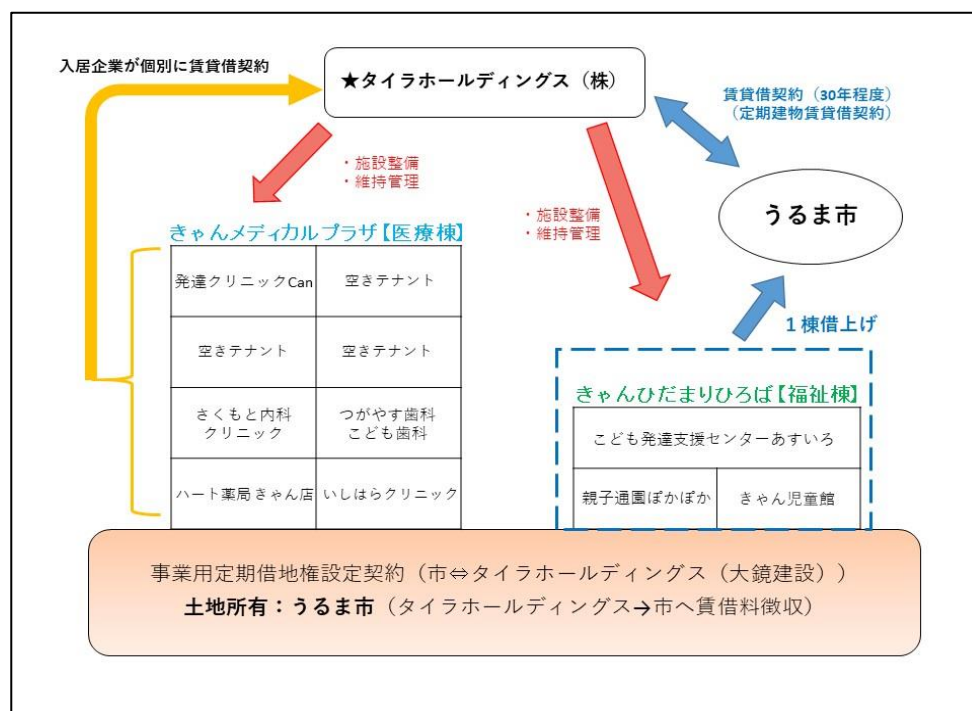
〇うるまこどもステーション全体に関すること

Q1.うるまこどもステーションの設立経緯について

A1.発達に特性のある子を早期に支援する場や、発達を診察する医療機関が地域に不足し、受診まで長い期間を要する課題があった。これらの課題を解決するため、医療と福祉が連携する「うるまこどもステーション」を設立するに至った。

Q2.費用負担について

A2.市が所有していた土地を民間企業であるタイラホールディングスに年 1,596,072 円で賃貸し、医療棟・福祉棟をタイラホールディングスが建設。そのうち、福祉棟を市が年 20,965,200 円で借り上げしている。



Q3.うるまこどもステーションの位置付けについて

A3.発達に不安や遅れがある子に対する支援の場として、位置付けられている。しかしながら、家庭保育をしている親で子育ての困り感や不安を抱えている方も多く、発達クリニックや児童館では、不登校などの支援も行っている。

Q4.現状課題について

A4.子どもの発達以外にも困りごとを抱える家庭を支援するための、保育施設や学校、福祉サービス事業所など様々な地域支援への繋がりが課題となっている。

Q5.今後の展望について

A5.発達に特性のある子を持つ家庭や地域で困りごとを抱える人たちと、こどもステーションや地域コミュニティなどをつなげ、支えあいながら、地域社会の中でともに成長し生活できる「地域共生社会」のモデルを目指し、官民一体となつてうるまこどもステーション事業を進めていく。

○親子通園ぽかぽかに関すること

Q1.親子通園施設とは、親子教室とは

A1.発達に不安や遅れがある児童に対して、様々な遊びや行動観察などを通じ、早期の支援を行うとともに、子育てに関する不安などを保護者と一緒に考え、子育てを支援する施設です。

Q2.親子通園のシステム、利用開始～終了までの流れについて

A2.うるま市在住で、発達や子育てに不安のある未就学児の親子を対象としています。

利用料はかかりません。

親子通所は火・水・木曜日の3クラス。金曜日は健診事後教室を実施。

9:30～11:30の2時間程度。

【利用開始～終了まで】

「ぽかぽか」見学 → 相談 → 利用申請 → 利用開始(初回・中間・最終面談あり)

→ 親子教室終了

3か月～6か月程度通うことができます。

Q3.職員体制について

A3.保育士4名(係長含む) 正:5 保健師1名(会任)

心理士2名 正:1 会:1

Q4.発達支援センターや発達クリニックとの連携について

A4.「あすいろ」「児童館」「こども園」と保育検討会（2 か月に 1 回）を実施

発達クリニックとは場合に依じてケース会議などを行っている。

発達支援センターとは、日常的にコミュニケーションをとっており、通園利用者がそのまま

あすいろ利用につながるケースもあります。

Q5.親子通園の位置付けについて

A5.子育てやこどもの発達において悩みや困り感を感じている親子を対象とし、こどもの特性や

関わり方を学ぶ場としている。

Q6.親子通園事業のみ市直営となっている理由は？

A6.障がいサービスの受給資格等が無い未就学児を対象としており、民間で事業を行った場合、

利用料を徴収する必要があるなど、予算を確保する必要がある。また、発達に遅れがあるな

ど気になる段階で早期に対応をすることが求められており、ニーズの把握など保護者に寄り添

った対応を行う必要もあるため

なお、対象者のほとんどが母子保健の乳幼児健診からであり、関係課と密な連携を図る上で

も直営が望ましい。

Q7.同施設以外でも親子通園事業を実施しているのか

A7.現在、同施設以外での実施はありません。

なお、健診事後教室については出前型の教室を検討中です。

○こども発達支援センターあすいろに関すること

Q1.こども発達支援センターあすいろの機能について

A1.児童発達支援センターとして、児童発達支援、保育所等訪問支援、相談支援事業の 3 部門からなっています。児童発達支援では、放課後等デイサービスも行っています。

Q2.職員体制について ※R6.3月時点

A2.管理者兼児童発達支援管理責任者 1 名

保育士 常勤 3 名、パート 2 名（うち一人は調理員を兼務）

児童指導員兼社会福祉士 1 名 児童指導員パート 3 名

言語聴覚士 常勤 1 名、パート 1 名

作業療法士兼訪問支援員 常勤 1 名 作業療法士 パート 1 名

看護師 常勤 1 名、パート 2 名 栄養士 常勤 1 名 嘱託医兼法人社員 1 名

Q3.親子通園や発達クリニックとの連携について

A3.親子通園とは日常的にスタッフがコミュニケーションをとっており、困難なケースの共有もスムーズです。また、親子通園の利用者が見学に来て、そのままあすいろの利用につながることもあります。

発達クリニックは、院長が児童発達支援センターの嘱託医兼運営法人理事であるため、運営方針は連動しています。双方で業務提携をしており、利用児童の特徴を共有しやすいです。

Q4.指定管理料や内容について

A4.指定管理料はありませんが、うるま市が借り上げた施設で運営しているため、家賃補助をいただいている形になっています。法人はサービス報酬を得て、人件費や物品費にあてています。

指定管理の内容としては、児童発達支援、保育所等訪問支援、相談支援を行うこととなっています。

Q5.市内にある民間の障害福祉サービス事業所との役割分担、連携について取り決めについて

A5.民間の障害福祉サービス事業所との役割分担や連携についての取り決めはありません。

支援センターあすいろは、うるま市から指定管理を受けていますが、家賃補助以外の委託費は受けておらず、おおむね独立採算である以上、民間的な立ち位置と認識しているため、地域のニーズに合ったサービスを提供して、利用者獲得に努めています。

Q6.児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備への取り組み構想について

A6.R5 年度内に相談支援事業を実施し、専門性を活かした児童発達支援を行う予定です。将来的には、障害児支援の中核施設として、うるま市の児童発達支援事業の体制を構築したいと考えています。

Q7.現在の課題について

A7.親子通所を設けている曜日の利用者が比較的少なく、経営的な不安定さにつながっています。逆に、単独通所の日はやや飽和状態となっています。

○発達クリニック Can に関すること

Q1.職員体制、提供できる発達検査・訓練等について

A1.【職員体制】

- ・医師 1 名 ・公認心理師 1 名 ・言語聴覚士 1 名 ・作業療法士 1 名
- ・事務 2 名 ・他パート数名

【診療】 新版 K 式や WISC-IV を行っている。また、言語の評価、訓練も可能となっています。

Q2.発達支援センターや親子通園との連携について

A2.【発達支援センター】

児童発達支援センターを運営する法人を院長が運営しているため、状況は把握している。また、業務提携しており、それぞれの職員が日常的に行き来している。

【親子通園】

通園利用児でクリニックを受診する子が一定数いる。(主に社会的に) 困難なケースは直接情報共有を行っている。

Q3.利用者の状況について

A3.令和5年10月に開業して、これまで初診900件超(R5.9月時点)。初診対象年齢は当初0歳から中3までだったが、現在は小4以下となっており、今後も初診申込から受診までの待機期間を平均1か月とするために対象年齢上限を段階的に引き下げる見込み

○きゃん児童館に関すること

Q1.きゃん児童館について

A1.0歳～18歳未満のこどもたちが自由に利用できる施設です。常駐の職員が配置されており、遊びを通したこどもたちの健全育成を支援しています。

Q2.開館時間について

A2.月曜～土曜 10:00～18:00 日曜・祝日は閉館

Q3.発達障がいのお子さまの利用について

A3.障がいのあるなしに関わらず0歳～18歳未満の全てのこどもたち、親子が自由に利用できます。発達支援センターや親子通園利用後に訪れる親子も多くいます。

Q4.通常の児童館利用以外の事業展開について

A4.定期的に親子遊び、親子制作、ママの身体づくりなどを実施しています。

そのほか、こども食堂や中高生を対象とした居場所づくりも行っています。